

各位

会社名 株式会社東京商品取引所
 代表者名 取締役兼代表執行役社長 濱田 隆道

**株式会社日本取引所グループによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに
 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

株式会社日本取引所グループ（以下「公開買付者」といいます。）が2019年8月1日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）及び無議決権株式（以下「当社無議決権株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2019年9月24日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2019年10月1日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社東京商品取引所株式に対する公開買付けの結果及び子会社等の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

II. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動予定年月日

2019年10月1日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動に至った経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社普通株式 2,954,200 株及び当社無議決権株式 76,833 株の応募があり、買付予定数の下限（2,110,973 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全ての買付けを行う旨の報告を受けました。

この結果、2019年10月1日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付けで、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

3. 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社日本取引所グループ
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町2番1号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
(4) 事 業 内 容	金融商品取引所持株会社グループの経営管理及びこれに附帯する業務
(5) 資 本 金	11,500 百万円
(6) 設 立 年 月 日	2013年1月1日
(7) 連 結 純 資 産 (2019年3月31日現在)	291,450 百万円

(8) 連結総資産 (2019年3月31日現在)	54,069,405百万円		
(9) 大株主及び持株比率 (2019年3月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)		4.54%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)		3.80%
	SMBC日興証券株式会社		3.65%
	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任 代理人 香港上海銀行東京支店)		2.30%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)		2.01%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)		1.95%
	THE BANK OF NEW YORK 134104 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)		1.83%
	みずほ証券株式会社		1.57%
	JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)		1.56%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任 代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)		1.48%	
(10) 当社と公開買付者の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	公開買付者の完全子会社である株式会社東京証券取引所及び株式会 社大阪取引所は当社に対して売買システム等を提供しています。		

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	29,542 個 (97.15%)	—	29,542 個 (97.15%)	第1位

(注1) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が2019年6月25日に提出した第73期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の総株主の議決権の数(30,410個)を分母とし、本公開買付けに応募された当社普通株式に係る議決権の数(29,542個)を分子として計算しております。

(注2) 上記の表における「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 今後の見通し

当社が2019年7月30日付けで公表した「株式会社日本取引所グループによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

以上

(添付資料)

2019年9月25日付け「株式会社東京商品取引所株式に対する公開買付けの結果及び子会社等の異動に関するお知らせ」



2019年9月25日

各位

会社名 株式会社 日本取引所グループ
代表者名 取締役兼代表執行役グループ CEO 清田 瞭
(コード 8697 東証第一部)
問合せ先 広報・IR部長 宮司 和幸
(TEL (03)3666-1361)

株式会社東京商品取引所株式に対する公開買付けの結果 及び子会社等の異動に関するお知らせ

株式会社日本取引所グループ（以下「公開買付者」といいます。）は、2019年7月30日開催の取締役会において、株式会社東京商品取引所（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）及び無議決権株式（以下「対象者無議決権株式」といい、「対象者普通株式」及び「対象者無議決権株式」を総称して「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2019年8月1日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2019年9月24日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2019年10月1日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、対象者は公開買付者の連結子会社となる予定であり、また、対象者の完全子会社である株式会社日本商品清算機構（以下「日本商品清算機構」といいます。）についても、同日付で公開買付者の連結子会社（孫会社）となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社日本取引所グループ
東京都中央区日本橋兜町2番1号

(2) 対象者の名称

株式会社東京商品取引所

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 対象者普通株式
- ② 対象者無議決権株式（注1）（注2）

（注1）対象者無議決権株式には、対象者の株主総会における議決権はありません。

（注2）対象者無議決権株式には、(a)対象者普通株式が金融商品取引所に上場された日以後、対象者無議決権株式の株主が、対象者に対し、対象者無議決権株式1株の取得と引き換えに、対象者無議決権株式の株式係数（100株）に相当する数の対象者普通株式を交付することを請求することができる取得請求権（以下「本取得請求権」といいます。）、(b)対象者が、株主総会の特別決議に基づき、対象者無議決権株式1株につき対象者無議決権株式の株式係数（100株）に相当する数の対象者普通株式を対価として、対象者無議決権株式の全部を取得することができる全部取得条項（以下「本全部取得条項」といいます。）並びに(c) (i)対象者が対象者普通株

式を金融商品取引所に上場する旨を当該金融商品取引所に申請した日、(ii)対象者が消滅会社となる合併契約について対象者の株主総会で承認された日（株主総会が不要な場合は、合併契約を締結した日）、又は(iii)対象者が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について対象者の株主総会で承認された日（株式交換契約について株主総会が不要な場合は、株式交換契約を締結した日）のうちいずれか早い日以後の日で会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第168条第1項に基づき代表執行役が別に定める日が到来することをもって、対象者が、対象者無議決権株式の株式係数（100株）に相当する数の対象者普通株式の交付と引き換えに、対象者無議決権株式1株を取得することができる取得条項、及び、(d)上記(c)(i)に記載された日以後の日で会社法第168条第1項に基づき代表執行役が別に定める日が到来することをもって、対象者が、当該取得する日における対象者無議決権株式の1株当たり純資産額に相当する金銭の交付と引き換えに、対象者無議決権株式1株を取得することができる取得条項（以下(c)及び(d)の取得条項を総称して「本取得条項」といい、本取得請求権、本全部取得条項及び本取得条項を総称して「本取得請求権等」といいます。）が付されています。ただし、公開買付者は、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）により対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しており、本取引の過程において、対象者普通株式が金融商品取引所に上場し対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定していないこと、対象者を当事者とする合併、株式交換又は株式移転を行うことを想定していないこと及び対象者の株主総会の特別決議に基づき本全部取得条項を行使することを想定していないことから、対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定しておりません。なお、対象者によると、対象者が対象者普通株式及び対象者無議決権株式を発行している理由は、対象者が商品取引所法（現 商品先物取引法（昭和25年法律第239号。その後の改正を含みます。以下「商品先物取引法」といいます。））に基づく組織変更を行うにあたり、組織変更前の議決権が出資口数にかかわらず1会員1個であることを踏まえ、組織変更の際しての会員への株式の割当てが、保有株式数にかかわらず、議決権が全会員同じ個数になるように、対象者普通株式及び対象者無議決権株式を組み合わせる必要があるためとのことです。

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,124,573株	2,110,973株	一株

(注1) 買付予定数は、対象者が2019年6月25日に提出した第73期有価証券報告書（以下「対象者第73期有価証券報告書」といいます。）に記載された2019年3月31日現在の対象者普通株式の発行済株式数（3,041,000株）及び対象者無議決権株式の発行済株式数（83,573株）の合計数を記載しております。なお、対象者無議決権株式には本取得請求権等が付されていますが、公開買付者は、本取引により対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しており、本取引の過程において、対象者普通株式が金融商品取引所に上場し対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定していないこと、対象者を当事者とする合併、株式交換又は株式移転を行うことを想定していないこと、対象者の株主総会の特別決議に基づき本全部取得条項を行使することを想定していないことから、対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定しておりません。

(注2) 買付予定数の下限は、対象者第73期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の対象者普通株式の発行済株式数（3,041,000株）に3分の2を乗じた株式数の1単位（100株）未満に係る数を切り上げた株式数（2,027,400株）及び対象者無議決権株式の発行済株式数（83,573株）を加算した数（2,110,973株）としています。なお、上記（注1）のとおり、対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定しておりません。そのため、

本公開買付けが成立した場合に確実に対象者を完全子会社とするためには、対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されない前提で、本公開買付けにより対象者の総議決権の3分の2を超える数の議決権を取得する必要がありますので、上記のような買付予定数の下限を設定しております。かかる買付予定数の下限の設定により、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（2,110,973株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方で、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,110,973株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けの期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2019年8月1日（木曜日）から2019年9月24日（火曜日）まで（36営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式1株につき、金487円

無議決権株式1株につき、金48,700円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,110,973株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（3,031,033株）が買付予定数の下限（2,110,973株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2019年9月25日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表しました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	対象者普通株式 2,954,200株 対象者無議決権株式 76,833株	対象者普通株式 2,954,200株 対象者無議決権株式 76,833株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—

株券等預託証券 ()	—	—
合計	3,031,033株	3,031,033株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(注) 対象者無議決権株式には本取得請求権等が付されていますが、公開買付者は、本取引により対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しており、本取引の過程において、対象者普通株式が金融商品取引所に上場し対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定していないこと、対象者を当事者とする合併、株式交換又は株式移転を行うことを想定していないこと、対象者の株主総会の特別決議に基づき本全部取得条項を行使することを想定していないことから、対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定していないため、本公開買付けに応募された対象者無議決権株式(76,833株)を対象者普通株式に換算した株式数(7,683,300株)は記載しておりません。

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	29,542個	(買付け等後における株券等所有割合97.15%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	30,410個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けに応募された対象者普通株式(2,954,200株)に係る議決権の数を記載しております。なお、対象者無議決権株式には本取得請求権等が付されていますが、公開買付者は、本取引により対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しており、本取引の過程において、対象者普通株式が金融商品取引所に上場し対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定していないこと、対象者を当事者とする合併、株式交換又は株式移転を行うことを想定していないこと、対象者の株主総会の特別決議に基づき本全部取得条項を行使することを想定していないことから、対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定していないため、本公開買付けに応募された対象者無議決権株式(76,833株)を対象者普通株式に換算した株式数(7,683,300株)に係る議決権の数は、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には含めておりません。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第73期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の総株主の議決権の数です。なお、本公開買付けにおいては対象者無議決権株式も対象としているものの対象者無議決権株式には、対象者の株主総会における議決権はありません。また、対象者無議決権株式には本取得請求権等が付されていますが、上記(注1)と同様の理由で、対象者無議決権株式の発行済株式数(83,573株)を対象者普通株式に換算した株式数(8,357,300株)に係る議決権の数は、「買付け等後における株券等所有割合」の計算において分母に加算しておりません。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
2019年10月1日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。なお、応募された対象者株式について、応募株主等以外の第三者の名義に書き換えられる等の事情により株主名簿上の名義を公開買付者名義に書き換えることができないことが判明した場合又は質権その他の担保権が設定されていることが判明した場合には、公開買付者は、当該応募を無効として取り扱い、当該応募された対象者株式に係る売却代金の全部又は一部の支払いを留保することがありますのでご注意ください（ただし、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、公開買付期間終了後に上記事項が判明することとなった当該応募された対象者株式も応募株券等の総数に含めて計算します。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2019年7月30日付けで公表した「株式会社東京商品取引所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社日本取引所グループ
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

II. 子会社等の異動について

1. 異動の理由

本公開買付けの結果、対象者は、2019年10月1日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、公開買付者の連結子会社となる予定です。また、対象者の完全子会社である日本商品清算機構についても、同日付で公開買付者の連結子会社（孫会社）となる予定です。

2. 異動する子会社等の概要

(1) 対象者

① 名 称	株式会社東京商品取引所	
② 所 在 地	東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番7号	
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 濱田 隆道	
④ 事 業 内 容	商品先物取引法に基づき、商品又は商品指数に係る先物取引を行うために必要な市場の開設及び運営並びにこれに附帯する業務	
⑤ 資 本 金	1,989百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	1951年2月19日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2019年3月31日現在)	豊商事株式会社	6.62%
	日本ユニコム株式会社	4.90%
	みずほキャピタル株式会社	4.90%
	三菱商事 RtM ジャパン株式会社	4.88%

	住友商事株式会社	4.84%
	株式会社日本経済新聞社	4.80%
	野村ホールディングス株式会社	4.80%
	株式会社みずほ銀行	4.80%
	株式会社りそな銀行	4.80%
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	4.77%

⑧ 上場会社と対象者の関係

資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	対象者は、公開買付者の完全子会社である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所が運営するシステム等のサービスを利用する契約を各社との間で締結しています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

⑨ 対象者の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態（日本基準）

決 算 期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連 結 純 資 産	7,923,466千円	7,195,198千円	4,872,995千円
連 結 総 資 産	122,767,698千円	136,117,641千円	103,970,322千円
1株当たり連結純資産	695.14円	631.25円	427.51円
連 結 営 業 収 益	2,951,999千円	3,095,785千円	2,983,963千円
連 結 営 業 損 失 (△)	△1,162,126千円	△792,053千円	△869,244千円
連 結 経 常 損 失 (△)	△1,034,077千円	△718,444千円	△791,213千円
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,099,539千円	△727,362千円	△2,321,238千円
1株当たり当期純損失 (△)	△361.57円	△239.18円	△763.31円
1株当たり配当金	—	—	—

(注)「⑦ 大株主及び持株比率 (2019年3月31日現在)」における持株比率の記載は、対象者第73期有価証券報告書の「大株主の状況」をもとに記載しております。

(2) 日本商品清算機構（孫会社）

① 名 称	株式会社日本商品清算機構	
② 所 在 地	東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番7号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 濱田 隆道	
④ 事 業 内 容	商品取引債務引受業及びこれに附帯又は関連する業務	
⑤ 資 本 金	634百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	2004年12月24日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2019年3月31日現在)	対象者	100.00%
⑧ 上場会社と日本商品清算機構の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

⑨ 日本商品清算機構の最近3年間の経営成績及び財政状態					
決 算 期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期		
純 資 産	3,439,672千円	3,506,909千円	3,541,304千円		
総 資 産	169,190,220千円	176,432,395千円	140,884,773千円		
1株当たり純資産	365,766.90円	372,916.70円	376,574.20円		
売 上 高	309,880千円	462,839千円	384,018千円		
営 業 利 益	△121,954千円	28,163千円	△10,524千円		
経 常 利 益	41,925千円	94,222千円	53,012千円		
親会社株主に帰属する当期純利益	26,885千円	67,236千円	34,395千円		
1株当たり当期純利益	2,858.89円	7,149.72円	3,657.49円		
1株当たり配当金	—	—	—		

(注) 各決算期において、日本商品清算機構の総資産額は上記(1)記載の対象者の連結総資産額を上回っていますが、これは、日本商品清算機構の貸借対照表上では、各清算参加者から預託を受けている取引証拠金及び清算預託金(いずれも負債項目)のうちの一部に対応するものが各証拠金保管有価証券として資産に計上されているのに対し、対象者は当該有価証券の管理処分権を有していないため、会計基準に照らして、その連結貸借対照表上で当該有価証券を資産計上することができない(また、これと同額の上記各証拠金を負債計上することもできない。)という事情によるものです。

3. 対象者に係る取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

① 異動前の所有株式数	一株 (議決権の数：一個) (議決権所有割合：—%)
② 取得株式数	対象者普通株式 2,954,200株 対象者無議決権株式 76,833株 (議決権の数：29,542個) (議決権所有割合：97.15%)
③ 取得価額	対象者普通株式 1,438,695,400円 対象者無議決権株式 3,741,767,100円
④ 異動後の所有株式数	対象者普通株式 2,954,200株 対象者無議決権株式 76,833株 (議決権の数：29,542個) (議決権所有割合：97.15%)

(注1) 「議決権の数」は、対象者普通株式に係る議決権の数を記載しております。対象者無議決権株式には、対象者の株主総会における議決権はありません。また、対象者無議決権株式には本取得請求権等が付されていますが、公開買付者は、本取引により対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しており、本取引の過程において、対象者普通株式が金融商品取引所に上場し対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定していないこと、対象者を当事者とする合併、株式交換又は株式移転を行うことを想定していないこと、対象者の株主総会の特別決議に基づき本全部取得条項を行使することを想定していないことから、対象者無議決権株式が対象者普通株式に転換されることは想定していないため、対象者無議決権株式を対象者普通株式に換算した株式数に係る議決権の数は、「議決権の数」に加算しておりません。同様に、「議決権所有割合」の計算において、対象者無議決権株式を対象者普通株式に換算した株式数に係る議決権の数は分子に加算しておりません。

(注2) 「議決権所有割合」の計算においては、対象者第73期有価証券報告書に記載された2019年

3月31日現在の総株主の議決権の数を分母として計算しております。上記（注1）と同様の理由で、対象者無議決権株式の発行済株式数（83,573株）を対象者普通株式に換算した株式数（8,357,300株）に係る議決権の数は、「議決権所有割合」の計算において分母に加算していません。

（注3）「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

4. 異動の日程（予定）

2019年10月1日（火）（本公開買付けの決済の開始日）

5. 今後の見通し

当該子会社等の異動による当社の当期連結業績に与える影響は、軽微であります。なお、今後の業績見通しについては、本日公表の「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上